

印西地区環境整備事業組合公告第15号

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画に係るサウンディング型市場調査業務委託について、公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告する。

令和5年5月2日

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直



1 業務内容

(1) 業務名

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画に係るサウンディング型市場調査業務委託

(2) 業務内容（本業務の仕様書を参照のこと）

- ①全国の市場動向及び先進事例の調査
- ②サウンディング募集要項の作成
- ③サウンディング募集要項の周知
- ④ヒアリング
- ⑤サウンディング総括資料の説明

(3) 履行期間

契約締結日（令和5年6月23日の予定）の翌日から令和5年11月30日まで。

(4) 提案限度額

3,784,000円（うち消費税及び地方消費税の額344,000円）

2 参加方法

本業務の公募型プロポーザル募集要項を参照のこと。

3 契約方法

公募型プロポーザルの手続きにより選定された最優秀提案者との随意契約

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 本業務の公告日から参加申し込みの手続き期限までの間において、次の①から⑥に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

また、参加申し込みの手続き後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれかに該当した者は、失格とする。

- ①印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ④6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥本業務の公告日と同日に公告した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画に係る経営診断業務委託の公募型プロポーザルに参加申し込みした者。

(2) 平成25年度以降において、各種のサウンディング型市場調査業務委託又は集客施設の計画検討に関する業務委託の元請実績（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）を有する者であること。

(3) 直接的な雇用関係にある従業員（採用予定者を含む）の内から、次の①から③に掲げる担当者を選任することができる者であること。（各担当者間の兼任は不可）

また、①の統括担当者、又は②の主任担当者の内、1人以上が（2）で規定する業務委託の経験を有すること。

①統括担当者（1人選任）

本業務の統括的な指揮・監督を担当する。

②主任担当者（1人以上選任）

本業務の指揮・監督及び当組合との連絡等を担任する。

③担当者（1人以上選任）

主任担当者の補佐を行うことその他、主任担当者が不在の際における当組合との連絡等を担任する。

5 事務局（書類の提出先・連絡先）

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進室

電話：0476-46-2734

メール：jikisisetu@inkan-jk.or.jp

担当者：川砂・金子